

定期事業者検査報告の変更について

原子力発第20337号
令和 2年11月24日

原子力規制委員会 殿

香 2番5号
四 会社
取締役社長 社長執行役員 長井 啓

伊方発電所第3号機の施設管理の実施に関する計画を変更したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第57条の3第4項の規定により、その評価の結果を記載した書類を別紙のとおり提出します。

1. 定期事業者検査報告書及びその変更の内容を説明する書類番号

令和2年4月1日の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律改正前に、同法に基づき実施した施設定期検査申請及びその変更の内容を説明する書類は以下のとおり。

伊方発電所第3号機

施設定期検査申請書番号

原子力発第19298号(令和元年11月22日)

以下、施設定期検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

原子力発第19355号(令和2年1月10日)

原子力発第19385号(令和2年1月31日)

2. 変更理由

令和2年1月17日、広島高等裁判所での抗告審において、伊方発電所3号機の原子炉を運転してはならないとの決定がなされ、原子炉停止期間が1年を超える見込みとなったことから、特別な施設管理実施計画を策定した。

3. 変更内容

- 定期事業者検査報告書本文
 - 1. の申請書に記載した事項から変更なし。
- 添付書類一 定期事業者検査の計画
 - 1. の申請書から変更なし。
 - なお、1. の申請書においては、「添付書類一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画」として添付。
- 添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標
 - 1. の申請書から変更なし。
 - なお、1. の申請書においては、「添付書類三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標」として添付。
- 3. 1 添付書類三 施設管理実施計画
 - 本文、別紙一1、別図、参考資料一1及び参考資料一2を別添一1のとおり変更するとともに、別紙一2を別添一2のとおり追加する。
 - なお、1. の申請書においては、「添付書類四 保守管理の実施に関する計画」として添付。
- 添付書類四 定期事業者検査の判定方法(一定の期間を含む)
 - 1. の申請書から変更なし。
 - なお、1. の申請書においては、「添付書類五 定期事業者検査の判定方法」として添付。
- 添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書
 - 1. の申請書から変更なし。
 - なお、1. の申請書においては、「添付書類六 保全の有効性評価の結果に関する説明書」として添付。

変 更 前 (施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1年3 1月, 原子力発第1 9 3 8 5号) 時の計画)	変 更 後	変更理由
<p data-bbox="219 264 672 296">添付書類四 保守管理の実施に関する計画</p> <p data-bbox="394 523 712 750">伊 方 発 電 所 第 3 号機 保全計画</p>	<p data-bbox="1010 264 1344 296">添付書類三 施設管理実施計画</p> <p data-bbox="1182 523 1500 750">伊 方 発 電 所 第 3 号機 保全計画</p>	<p data-bbox="1742 256 1944 300">記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前 (施設定期検査申請(最終変更:令和2年1月31日, 原子力発第19385号)時の計画)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>I 保守管理の実施に関する計画の始期(施設定期検査を開始する日をいう。)及び期間 本保守管理の実施に関する計画の適用期間は、第15回施設定期検査開始日から次の定期事業者検査を実施するために発電機を解列する日の前日までの期間(本申請書で計画している総合負荷性能検査の実施日以降13か月までの間(※1))とし、以降、この期間を第15保全サイクルという。 ただし、この期間内に次の定期事業者検査を実施するために発電機を解列した場合には、その前日までの期間とする。</p> <p>※:この間を『実運転期間』という。</p> <p>(変更前後比較のため、II 2. の記載を転記)</p> <p><u>2. 補修、取替え及び改造計画</u> <u>(1) 非常用ガスタービン発電機設置工事</u> (平成31年2月27日付 原子力発第18295号にて工事計画認可申請済み)</p> <p>○工事概要 非常用ガスタービン発電機は3号機の代替電源設備として、6,000kVAガスタービン発電機を標高32mタンクヤードに設置する。 非常用ガスタービン発電機は、頑丈な鉄筋コンクリート製建屋に設置するとともに、建屋については、地震時の建屋安定性確保のため、拡幅して地盤に深く埋め込んだ基礎上に建設する。</p> <p>○予定時期 第15回施設定期検査期間中(原子炉停止中)</p> <p><u>(2) 高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策工事</u> (平成30年10月19日付 原子力発第18195号にて工事計画認可申請済み) (平成31年4月26日付 原子力発第18305号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発第19157号にて工事計画変更認可申請済み)</p> <p>○工事概要 遮断器や開閉器などの通電された導体間、または通電された部品とアースの間において、短絡時に発生するアークエネルギーが、実際に求められた火災発生のアークエネルギーの閾値を下回るように保護リレーの整定値の変更等を行い、適切に事故電流を遮断するよう設備の改造を実施する。</p> <p>○予定時期 第15回施設定期検査期間中(原子炉停止中)</p> <p><u>(3) 4. 1wt%ステップ2燃料導入</u> (平成29年7月7日付 原燃発第17-57号にて工事計画認可申請済み) (平成29年9月4日付 原燃発第17-72号にて工事計画認可補正申請済み) (平成29年9月13日付 原燃発第17-76号にて工事計画認可再補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発第19158号にて工事計画変更認可申請済み)</p> <p>○工事概要 現状の13ヵ月運転において燃料取替体数を最少とするのに必要なウラン235濃縮度は、現行の約4.8wt%より若干低いことが分かっている。これを踏まえ、一部の燃料を濃縮度の低い4.1wt%ステップ2燃料に置き換えても、燃料取替体数を増やすことなく炉心設計が可能となることが確認できたことから、ウラン資源の有効利用の観点から導入する。</p>	<p>I 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日をいう。)及び期間 本施設管理の実施に関する計画の適用期間は、第15回施設定期検査(※1)開始日から次の定期事業者検査を実施するために発電機を解列する日の前日までの期間(本申請書で計画している総合負荷性能検査の実施日以降13か月までの間(※2))とし、以降、この期間を第15保全サイクルという。 ただし、この期間内に次の定期事業者検査を実施するために発電機を解列した場合には、その前日までの期間とする。 なお、本保全サイクルにおいて1年以上プラントの運転を停止することから、設備の保管対策について特別な施設管理実施計画(以下「特別な保全計画」という)を定める。</p> <p>※1:令和2年4月1日改正施行前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15に基づく施設定期検査をいう。 ※2:この間を『実運転期間』という。</p> <p>II 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p><u>1. 非常用ガスタービン発電機設置工事</u> (平成31年2月27日付 原子力発第18295号にて工事計画認可申請済み) (令和元年12月23日付 原子力発第19333号にて工事計画認可補正申請済み) (令和2年1月10日付 原子力発第19344号にて工事計画認可補正申請済み) (令和2年1月21日付 原子力発第19364号にて工事計画認可補正申請済み) (令和2年3月11日付 原子力発第19391号にて工事計画認可補正申請済み)</p> <p>○工事概要 非常用ガスタービン発電機は3号機の代替電源設備として、6,000kVAガスタービン発電機を標高32mタンクヤードに設置する。 非常用ガスタービン発電機は、頑丈な鉄筋コンクリート製建屋に設置するとともに、建屋については、地震時の建屋安定性確保のため、拡幅して地盤に深く埋め込んだ基礎上に建設する。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p><u>2. 高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策工事</u> (平成30年10月19日付 原子力発第18195号にて工事計画認可申請済み) (平成31年4月26日付 原子力発第18305号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発第19157号にて工事計画変更認可申請済み)</p> <p>○工事概要 遮断器や開閉器などの通電された導体間、又は通電された部品とアースの間において、短絡時に発生するアークエネルギーが、実際に求められた火災発生のアークエネルギーの閾値を下回るように保護リレーの整定値の変更等を行い、適切に事故電流を遮断するよう設備の改造を実施する。</p> <p>○予定時期 第15保全サイクル期間中(原子炉停止中)</p> <p><u>3. 4. 1wt%ステップ2燃料導入</u> (平成29年7月7日付 原燃発第17-57号にて工事計画認可申請済み) (平成29年9月4日付 原燃発第17-72号にて工事計画認可補正申請済み) (平成29年9月13日付 原燃発第17-76号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発第19158号にて工事計画変更認可申請済み)</p> <p>○工事概要 現状の13ヵ月運転において燃料取替体数を最少とするのに必要なウラン235濃縮度は、現行の約4.8wt%より若干低いことが分かっている。これを踏まえ、一部の燃料を濃縮度の低い4.1wt%ステップ2燃料に置き換えても、燃料取替体数を増やすことなく炉心設計が可能となることが確認できたことから、ウラン資源の有効利用の観点から導入する。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 特別な施設管理実施計画の策定の記載追加</p> <p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) 申請実績の反映</p> <p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p> <p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前 (施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1年31月, 原子力発第19385号) 時の計画)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>○予定時期 第15回施設定期検査期間中 (原子炉停止中)</p>	<p>○予定時期 第15回保全サイクル期間中 (原子炉停止中)</p> <p>4. 特定重大事故等対処施設設置工事 <u><第1回分割申請></u> <u>(平成29年12月7日付 原子力発第17283号にて工事計画認可申請済み)</u> <u>(平成30年10月17日付 原子力発第18209号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u>(平成30年12月7日付 原子力発第18246号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u>(平成31年3月12日付 原子力発第18325号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u>(令和元年7月18日付 原子力発第19156号にて工事計画変更認可申請済み)</u> <u><第2回分割申請></u> <u>(平成30年3月16日付 原子力発第17387号にて工事計画認可申請済み)</u> <u>(令和元年8月23日付 原子力発第19188号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u>(令和元年10月16日付 原子力発第19257号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u>(令和元年11月6日付 原子力発第19279号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u>(令和元年12月13日付 原子力発第19326号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u><第3回分割申請></u> <u>(平成30年5月11日付 原子力発第18047号にて工事計画認可申請済み)</u> <u>(令和2年2月13日付 原子力発第19394号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u>(令和2年3月16日付 原子力発第19438号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u><第4回分割申請></u> <u>(平成30年8月13日付 原子力発第18143号にて工事計画認可申請済み)</u> <u>(令和元年7月11日付 原子力発第19151号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u>(令和元年9月13日付 原子力発第19203号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u>(令和元年10月4日付 原子力発第19236号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u><第5回分割申請></u> <u>(令和元年7月11日付 原子力発第19152号にて工事計画認可申請済み)</u> <u>(令和2年2月13日付 原子力発第19395号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u>(令和2年3月16日付 原子力発第19439号にて工事計画認可補正申請済み)</u> ○工事概要 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第53条に規定される特定重大事故等対処施設及びその関連施設を設置する。 ○予定時期 第15回保全サイクル期間中 (原子炉停止中)</p> <p>5. 所内常設直流電源設備 (3系統目) 設置工事 <u>(平成31年2月27日付 原子力発第18296号にて工事計画認可申請済み)</u> <u>(令和元年12月23日付 原子力発第19334号にて工事計画認可補正申請済み)</u> <u>(令和2年8月4日付 原子力発第20079号にて設計及び工事計画認可補正申請済み)</u> ○工事概要 設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給することが可能である際に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備 (3系統目) として、3,000Ahの容量を有する蓄電池 (3系統目) を非常用ガスタービン発電機建屋内に設置する。 ○予定時期 第15回保全サイクル期間中 (原子炉停止中)</p> <p>6. 非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策工事 <u>(令和2年8月19日付 原子力発第20163号にて設計及び工事計画認可申請済み)</u> <u>(令和2年11月19日付 原子力発第20332号にて設計及び工事計画認可補正申請済み)</u> ○工事概要 遮断器や開閉器などの通電された導体間、又は通電された部品とアースの間において、短絡時に発生するアークエネルギーが、実験にて求められた火災発生時のアークエネルギーの閾値を下回るように保護リレーの追加及び非常用ディーゼル発電機停止回路の追加を行い、適切に事</p>	<p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなった工事)</p> <p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなった工事)</p> <p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなった工事)</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>(施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1年3月, 原子力発第19385号) 時の計画)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p>故障流を遮断するよう設備の改造を実施する。 ○予定時期 第15保全サイクル期間中 (原子炉停止中)</p> <p>7. 安全保護系ロジック盤取替工事 (令和2年9月10日付 原子力発第20194号にて設計及び工事計画認可申請済み) ○工事概要 使用開始から20年以上が経過している安全保護系ロジック盤の取替を行う。取替に伴い、既設の安全保護系ロジック盤における論理演算を、安全保護系計器ラックのデジタル制御装置のソフトウェア及び安全保護系ロジック盤の汎用的な補助リレーを用いて実現するよう変更を行う。 ○予定時期 第15保全サイクル期間中 (原子炉停止中)</p> <p>8. 1次系配管取替え工事 (令和2年11月19日付 原子力発第20325号にて設計及び工事計画認可申請済み、設計及び工事計画届出予定) ○工事概要 抽出ラインの配管並びにCループ低圧側低圧注入ラインの配管及び弁の取替えを実施する。抽出ラインの配管の取替えにあたっては、一部の材料をSUS304材から耐腐食性に優れたSUS316材に変更する。Cループ低圧側低圧注入ライン配管の取替えにあたっては、硬化層が形成されない曲げ管又はエルボに取替えるとともに、当該ラインの逆止弁についても配管と一括して取替えを行う。 ○予定時期 第15保全サイクル期間中 (原子炉停止中)</p> <p>9. 低圧タービン動翼取替工事 ○工事概要 低圧タービン動翼に生じる経年使用に伴うエロージョンに対する予防保全対策として、第1、第2低圧タービンの7段動翼の取替を実施する。 (使用前事業者検査対象) ○予定時期 第15保全サイクル期間中 (原子炉停止中)</p> <p>10. 187kV伊方南幹線保護リレー取替 (1, 2, 3号機共用) ○工事概要 伊方南幹線の保護継電装置更新工事を実施する。 (使用前事業者検査対象) ○予定時期 第15保全サイクル期間中 (原子炉停止中)</p>	<p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなった工事)</p> <p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなった工事)</p> <p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなった工事)</p> <p>記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなった工事)</p>
<p>II 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査 (定期事業者検査を含む。) 及び補修等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>1. 点検計画 施設定期検査中及びプラント運転中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「伊方発電所保守内規」に従い策定した。点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙-1に記載する。 なお、附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「伊方発電所保守内規」に規定している。</p> <p>点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認すると共に、継続的に改善につなげている。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。 ・保全活動管理指標の監視結果</p>	<p>III 発電用原子炉施設の点検、検査等 (以下「点検等」という) の方法、実施頻度及び時期</p> <p>1. 点検計画 定期事業者検査期間中及びプラント運転中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「伊方発電所施設管理内規」に従い策定した。点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙-1に記載する。 なお、附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「伊方発電所施設管理内規」に規定している。</p> <p>点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認すると共に、継続的に改善につなげている。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。 ・保全活動管理指標の監視結果</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>(施設定期検査申請(最終変更:令和2年1月31日,原子力発第19385号)時の計画)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 ・トラブルなどの運転経験 ・高経年化技術評価及び安全性向上評価の結果 ・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ ・リスク情報,科学的知見 更に,設備の保全方式及び点検間隔は,以下の観点を検討し,信頼性向上を目指した。 ・状態監視による異常兆候の早期把握</p> <p>(変更後は「II 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期」へ移動)</p> <p>2. 補修,取替え及び改造計画</p> <p>(1) 非常用ガスタービン発電機設置工事 (平成31年2月27日付 原子力発第18295号にて工事計画認可申請済み) ○工事概要 非常用ガスタービン発電機は3号機の代替電源設備として,6,000kVAガスタービン発電機を標高32mタンクヤードに設置する。 非常用ガスタービン発電機は,頑丈な鉄筋コンクリート製建屋に設置するとともに,建屋については,地震時の建屋安定性確保のため,拡幅して地盤に深く埋め込んだ基礎上に建設する。 ○予定時期 第15回施設定期検査期間中(原子炉停止中)</p> <p>(2) 高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策工事 (平成30年10月19日付 原子力発第18195号にて工事計画認可申請済み) (平成31年4月26日付 原子力発第18305号にて工事計画認可補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発第19157号にて工事計画変更認可申請済み) ○工事概要 遮断器や開閉器などの通電された導体間,または通電された部品とアースの間において,短絡時に発生するアークエネルギーが,実験にて求められた火災発生時のアークエネルギーの閾値を下回るように保護リレーの整定値の変更等を行い,適切に事故電流を遮断するよう設備の改造を実施する。 ○予定時期 第15回施設定期検査期間中(原子炉停止中)</p> <p>(3) 4.1wt%ステップ2燃料導入 (平成29年7月7日付 原燃発第17-57号にて工事計画認可申請済み) (平成29年9月4日付 原燃発第17-72号にて工事計画認可補正申請済み) (平成29年9月13日付 原燃発第17-76号にて工事計画認可再補正申請済み) (令和元年7月18日付 原子力発第19158号にて工事計画変更認可申請済み) ○工事概要 現状の13ヵ月運転において燃料取替体数を最少とするのに必要なウラン235濃縮度は,現行の約4.8wt%より若干低いことが分かっている。これを踏まえ,一部の燃料を濃縮度の低い4.1wt%ステップ2燃料に置き換えても,燃料取替体数を増やすことなく炉心設計が可能となることが確認できたことから,ウラン資源の有効利用の観点から導入する。 ○予定時期 第15回施設定期検査期間中(原子炉停止中)</p> <p>3. 保全に関する実施体制 第15保全サイクルにおける保全については,「伊方発電所原子炉施設保安規定」第4条(保安に関する組織),第5条(保安に関する職務)に基づく事業者管理体制により実施する。 また,第15保全サイクルの保全の実施にあたり,協力事業者に役務を調達する場合には,当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件(力量)も考慮のうえ,「伊方発電所原子炉施設</p>	<p>・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 ・トラブルなどの運転経験 ・高経年化技術評価及び安全性向上評価の結果 ・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ ・リスク情報,科学的知見 更に,設備の保全方式及び点検間隔は,以下の観点を検討し,信頼性向上を目指した。 ・状態監視による異常兆候の早期把握</p> <p>2. 保全に関する実施体制 第15保全サイクルにおける保全については,「伊方発電所原子炉施設保安規定」第4条(保安に関する組織),第5条(保安に関する職務)に基づく事業者管理体制により実施する。 また,第15保全サイクルの保全の実施にあたり,協力事業者に役務を調達する場合には,当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件(力量)も考慮のうえ,「伊方発電所原子炉施設</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更他) 記載対象工事の追加 (長期停止に伴い原子炉停止中に実施することとなった工事)</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>(施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1月31日, 原子力発第19385号) 時の計画)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>保安規定 第119条 (保守管理計画) に基づき調達要求事項等を定める「原子力部 設計/調達管理標準」及び「伊方発電所調達管理内規」の規定に従い調達する。</p> <p>なお, 第15保全サイクルにおいて, 協力事業者から役務を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。</p> <p>(調達予定の主要な工事等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉設備定期点検工事 ・タービン発電機定期点検工事 ・計装設備定期点検工事 ・非常用ガスタービン発電機設置工事 ・高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策工事 ・4. 1wt%ステップ2燃料導入 <p>4. 特別な保全計画 なし</p> <p>III 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 施設定期検査停止時における, 保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は, 別図のとおり。</p>	<p>保安規定 第119条 (施設管理計画) に基づき調達要求事項等を定める「原子力部 設計/調達管理標準」及び「伊方発電所調達管理内規」の規定に従い調達する。</p> <p>なお, 第15保全サイクルにおいて, 協力事業者から役務を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。</p> <p>(調達予定の主要な工事等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉設備定期点検工事 ・タービン発電機定期点検工事 ・計装設備定期点検工事 ・非常用ガスタービン発電機設置工事 ・高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策工事 ・4. 1wt%ステップ2燃料導入 ・特定重大事故等対処施設設置工事 ・月内常設直流電源設備 (3系統目) 設置工事 ・非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策工事 ・安全保護系ロジック盤取替工事 ・1次系配管取替え工事 ・低圧タービン動翼取替工事 ・187kV伊方南幹線保護リレー取替 (1, 2, 3号機共用) <p>3. 特別な保全計画 第15保全サイクルにおいて, 1年以上プラントの運転を停止するにあたり, 以下のとおり特別な保全計画を策定した。</p> <p>(1) 特別な保全計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント停止中の系統・機器については, 通常の停止状態又は待機状態で保管対策を行い, 必要なバシメータ監視, 巡視等を行う。主要設備の保管対策を別添-2に示す。 ・点検計画を考慮の上, 保管状態, 停止期間に応じた追加保全の検討を行い, 必要な追加保全を実施する。 ・保管状態, 停止期間に応じた再起動による追加的な健全性確認の検討を行い, 必要な健全性確認を実施する。 <p>(2) 特別な保全計画に係る実施体制 特別な保全計画に係る実施体制は, 通常の保全と同様「2. 保全に関する実施体制」による。</p> <p>(3) 特別な保全計画に基づく点検等の結果の記録管理 特別な保全計画に基づく点検等の結果及び確認・評価の結果を記録する。当該記録の保存期間は発電用原子炉施設を解体又は廃棄した後5年を経過するまでの期間とする。</p> <p>IV 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 定期事業者検査停止時における, 保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は, 別図のとおり。</p>	<p>特別な施設管理実施計画 (保全計画) の策定の記載追加</p> <p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

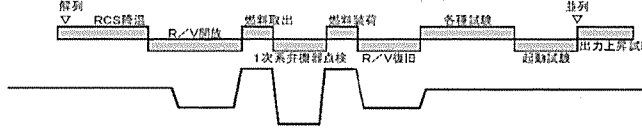
<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">(施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1年3月1日, 原子力発第19385号) 時の計画)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p style="text-align: center;">点検計画の記載について</p> <p>1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について 点検計画には発電用設備の主要機器として以下の設備を対象に記載している。 ①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14第1項に規定する技術基準が適用される設備 a. 定期事業者検査の対象となる設備 b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において工事計画書に記載が要求されている設備 なお、工事計画書において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。 (a) 防護用具、現地操作等に用いる工具類、固縛用ナイロンスリング類 (b) 一般消耗品 (電池類他) (c) 一般産業品 (可搬型照明、電話・ファックス他) ②保全の重要度が高い設備</p> <p>(2) 記載している点検について 点検計画には上記設備の主要な点検として以下を記載している。 ・定期事業者検査に係る点検 ・施設定期検査の都度性能維持のための措置を伴う点検 ・施設定期検査対象機器に係る点検のうち定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検 ・記載対象設備において上記に該当する点検がない設備については主要な点検 上記以外の点検 (主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備^{※1}の点検等) については、「伊方発電所保守内規」に定めている。</p> <p>※1 附帯設備の例 潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフィス、レヂューサ、サイトグラス等</p> <p>(3) 保全の重要度について 機器レベルの保全の重要度は、「伊方発電所保守内規」により定義されているG1～G5の5段階で表記する。5段階のうち、G1, G2, G3は、保全重要度「高」、また、G4, G5は、保全重要度「低」として取り扱うこととする。 ただし、構築物の保全の重要度については、系統レベルの影響度評価結果に基づき、「高」又は「低」と記載している。 なお、保全重要度「高」の設備については保全方式として予防保全 (時間基準保全、状態基準保全) を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p>(4) 保全方式について 保全方式について以下のとおり記載している。 ・時間基準保全を採用しているもの: 点検頻度 ・状態基準保全を採用しているもの: CBM ・事後保全を採用しているもの: BDM なお、休止設備については使用時に保全方式を決定するため「-」と表示している。</p>	<p style="text-align: center;">点検計画の記載について</p> <p>1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について 点検計画には発電用設備の主要機器として以下の設備を対象に記載している。 ①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14第1項に規定する技術基準が適用される設備 a. 定期事業者検査の対象となる設備 b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において工事計画書に記載が要求されている設備 なお、工事計画書において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。 (a) 防護用具、現地操作等に用いる工具類、固縛用ナイロンスリング類 (b) 一般消耗品 (電池類他) (c) 一般産業品 (可搬型照明、電話・ファックス他) ②保全の重要度が高い設備</p> <p>(2) 記載している点検について 点検計画には上記設備の主要な点検として以下を記載している。 ・定期事業者検査に係る点検等 ・定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検等 ・定期事業者検査対象機器に係る点検のうち定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検等 ・記載対象設備において上記に該当する点検がない設備については主要な点検 上記以外の点検 (主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備^{※1}の点検等) については、「伊方発電所施設管理内規」に定めている。</p> <p>※1 附帯設備の例 潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフィス、レヂューサ、サイトグラス等</p> <p>(3) 保全の重要度について 機器レベルの保全の重要度は、「伊方発電所施設管理内規」により定義されているG1～G5の5段階で表記する。5段階のうち、G1, G2, G3は、保全重要度「高」、また、G4, G5は、保全重要度「低」として取り扱うこととする。 ただし、構築物の保全の重要度については、系統レベルの影響度評価結果に基づき、「高」又は「低」と記載している。 なお、保全重要度「高」の設備については保全方式として予防保全 (時間基準保全、状態基準保全) を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p>(4) 保全方式について 保全方式について以下のとおり記載している。 ・時間基準保全を採用しているもの: 点検頻度 ・状態基準保全を採用しているもの: CBM ・事後保全を採用しているもの: BDM なお、休止設備については使用時に保全方式を決定するため「-」と表示している。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p> <p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">(施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1年3月1日, 原子力発第19385号) 時の計画)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」: 保全サイクル, 「M」: 月, 「Y」: 年, 「Y P」: 年, 「B」: 状態監視の結果で表記している。 ・施設定期検査中に実施する性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については, 「M」又は「Y P」により表記している。 なお, 「M」により表示された頻度は, 原子炉の運転期間 (総合負荷性能検査~解列) に対応した値を示している。 ・「供用期間中検査」や「蒸気タービン開放検査」のように施設定期検査中に実施するもので年度管理するものについては, 「Y P」により表記している。 ・換気空調設備のようにプラント運転中に点検を実施するもので年度管理するものについては, 「Y」により表記している。 ・施設定期検査中に実施する性能維持のための措置を伴わない点検については, 「C」^{※2}により表記している。 また, 「燃料取扱設備検査」のようにプラント運転中に実施しているものでも施設定期検査に合わせて実施しているものは「C」により表示している。 ・このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は, 検査箇所ごとの管理となるため, 本表では, “2次系配管肉厚検査計画による”と表記している。 ・状態監視の結果実施した機器の分解点検等の後に実施する機能・性能試験については, 「B」により表記している。</p> <p>※2: 「C」により表記している「機能・性能試験」, 「漏えい試験」, 「外観点検」等は, 性能維持のための措置を予定していない点検であり, 劣化進展がごく軽微なため, 分解・開放点検やプラント施設定期検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については, “定検起動後”, “プラント運転中”の表現により, 備考欄に実施時期を記載している。 なお, これらの記載のないものについては, 定検停止中に実施することとしている。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については, 経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法 (状態監視技術, 定例試験, 巡視点検等) 並びにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については, 保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。 ・状態監視の結果に基づき分解点検の実施時期を定め, 分解点検に合わせて機能・性能試験を定期事業者検査として実施する場合については, 技術基準適合判断を伴う状態監視の頻度を一定の期間として扱い, 機能・性能試験の頻度を「B」により表記している。</p>	<p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」: 保全サイクル, 「M」: 月, 「Y」: 年, 「Y P」: 年, 「B」: 状態監視の結果で表記している。 ・定期事業者検査中に実施する性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については, 「M」又は「Y P」により表記している。 なお, 「M」により表示された頻度は, 原子炉の運転期間 (総合負荷性能検査~解列) に対応した値を示している。 ・「供用期間中検査」や「蒸気タービン開放検査」のように定期事業者検査中に実施するもので年度管理するものについては, 「Y P」により表記している。 ・換気空調設備のようにプラント運転中に点検を実施するもので年度管理するものについては, 「Y」により表記している。 ・定期事業者検査中に実施する性能維持のための措置を伴わない点検については, 「C」^{※2}により表記している。 また, 「燃料取扱設備検査」のようにプラント運転中に実施しているものでも定期事業者検査に合わせて実施しているものは「C」により表示している。 ・このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は, 検査箇所ごとの管理となるため, 本表では, “2次系配管肉厚検査計画による”と表記している。 ・状態監視の結果実施した機器の分解点検等の後に実施する機能・性能試験については, 「B」により表記している。</p> <p>※2: 「C」により表記している「機能・性能試験」, 「漏えい試験」, 「外観点検」等は, 性能維持のための措置を予定していない点検であり, 劣化進展がごく軽微なため, 分解・開放点検やプラント定期事業者検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については, “定検起動後”, “プラント運転中”の表現により, 備考欄に実施時期を記載している。 なお, これらの記載のないものについては, 定検停止中に実施することとしている。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については, 経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法 (状態監視技術, 定例試験, 巡視点検等) 並びにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については, 保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。 ・状態監視の結果に基づき分解点検の実施時期を定め, 分解点検に合わせて機能・性能試験を定期事業者検査として実施する場合については, 技術基準適合判断を伴う状態監視の頻度を一定の期間として扱い, 機能・性能試験の頻度を「B」により表記している。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

<p>変 更 前 (施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1年3月, 原子力発第19385号) 時の計画)</p>	<p>変 更 後</p>	<p>変更理由</p>
<p style="text-align: right;">別図</p> <p style="text-align: center;">伊方発電所第3号機 第15回施設定期検査時の安全管理の計画</p> <p>記載例</p> <p><input type="checkbox"/> : 機能要求なし</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> : 機能要求あり</p> <p><input type="checkbox"/> △ : 機能要求あり (条件付)</p> <p>なお、上記においても要求除外となる場合がある。詳細は、伊方発電所原子炉施設保安規定を参照。</p>	<p style="text-align: right;">別図</p> <p style="text-align: center;">伊方発電所第3号機 第15回定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>記載例</p> <p><input type="checkbox"/> : 機能要求なし</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> : 機能要求あり</p> <p><input type="checkbox"/> △ : 機能要求あり (条件付)</p> <p>なお、上記においても要求除外となる場合がある。詳細は、伊方発電所原子炉施設保安規定を参照。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

変更後

変更理由

主要工程																					
RCS水位			キャビティ洒水																		
			RCS洒水																		
			ミッドループ																		
			RCS全ブロー																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
未随原維持機能	第19条 停止余裕	モード3, 4	・停止余裕が1.8%Δk/k以上であること	—		×	×										×		×	×	
		モード5	・停止余裕が1.0%Δk/k以上であること	—				×	×						×	×		×			
	第21条 減速材温度係数	モード3	・減速材温度係数が $-78 \times 10^{-6} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	—		×														×	
	第33条 計測および制御設備 (原子炉保護系計装)	モード3, 4, 5 (原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合)	・原子炉保護系論理回路が4系統動作可能であること ・手動原子炉トリップが2チャンネル動作可能であること ・線源領域中性子束高が2チャンネル動作可能であること	・原子炉保護系論理回路 ・手動原子炉トリップ信号検出、伝送ライン ・線源領域中性子束高信号検出、伝送ライン	Δ	Δ	Δ	Δ							Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
		モード3, 4, 5 (原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合)	・線源領域中性子束高が1チャンネル(監視機能のみ)動作可能であること	・線源領域中性子束高信号検出、伝送ライン	Δ	Δ	Δ	Δ							Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
		モード6 (原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合)	・線源領域中性子束高が1チャンネル(監視機能のみ)動作可能であること	・線源領域中性子束高信号検出、伝送ライン					Δ	Δ			Δ	Δ							
	モード6 (原子炉格納容器内での燃料移動中の場合)	・線源領域中性子束高が2チャンネル(監視機能のみ)動作可能であること	・線源領域中性子束高信号検出、伝送ライン					Δ	Δ			Δ	Δ								
第60条 1次冷却材中のほう素濃度	モード6	・1次冷却材中のほう素濃度が4,400ppm以上であること	—						×	×		×	×								
放射性物質格納機能	第47条 蒸気発生器細管漏えい監視	モード3, 4	・蒸気発生器細管に漏えいがないこと ・蒸気発生器細管漏えい監視装置である蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作可能であること(プラント状態により監視できない場合は注浄中は除く。)	・蒸気発生器細管 ・蒸気発生器ブローダウン水モニタ		×	×										×		×	×	
	第48条 余熱除去系への漏えい監視	モード3, 4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合)	・1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないこと(漏えいがないことは、余熱除去系の逃がし弁が作動していないことをいう。)	・余熱除去系隔離弁 ・余熱除去系逃がし弁		×	Δ									Δ		Δ	×		
	第49条 1次冷却材中のよう素131濃度	モード3 (1次冷却材温度が260°C以上の場合)	・1次冷却材中のよう素131濃度が $3.2 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3$ 以下であること	—		Δ														Δ	
	第55条 原子炉格納容器	モード3, 4	・原子炉格納容器の機能が健全であること ・原子炉格納容器圧力が0.0098MPa以下であること ・エアロックが動作可能であること(動作可能であることは、エアロックのインターロック機構が健全であること、およびエアロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であることをいう。)(モード4の原子炉格納容器バージ後、直ちに閉止できることを条件にエアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の利便を適用しない。) ・格納容器隔離弁が動作可能であること(動作可能であることは、閉止可能(閉止状態であることを含む)であることをいう。)	・原子炉格納容器 ・エアロック ・格納容器隔離弁			×	×								×		×	×		
	第57条 原子炉格納容器スプレイ系	モード3, 4	・原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能であること ・よう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度が35wt%以上であること ・よう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度(有効水量)が1.6m ³ 以上であること	・格納容器スプレイ系 ・格納容器スプレイポンプ ・よう素除去薬品タンク		×	×										×		×	×	

保安規定の改正内容を反映

変更前

(施設定期検査申請(最終変更:令和2年1年3月1日,原子力発第19385号)時の計画)

変更理由

主要工程																																	
RCS水位				<table border="1"> <tr> <th>関連設備</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>5-2</th> <th>6-1</th> <th>6-2</th> <th>モト外</th> <th>6-2</th> <th>6-1</th> <th>5-2</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>3</th> </tr> </table>														関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モト外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モト外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容																														
炉心冷却機能	第50条 蓄圧タンク	モード3 (1次冷却系圧力が 6.89MPa (gage)を越える場 合)	<ul style="list-style-type: none"> 蓄圧タンクのほう素濃度が4,400ppm以上であること 蓄圧タンクのほう素水量(有効水量)が29.0m³以上であること 蓄圧タンクの圧力が4.04MPa(gage)以上であること 蓄圧タンクの出口隔離弁が全開であること 	<ul style="list-style-type: none"> 蓄圧タンク 蓄圧タンク出口隔離弁 	Δ											Δ																	
	第51条 非常用炉心冷却 系	モード3	<ul style="list-style-type: none"> 高圧注入系の2系統が動作可能であること(非常用炉心冷却系の弁開閉直接 を行う場合、2段階に限り、運転上の制限を適用しない。) (高圧注入ポンプを用い て蓄圧タンクの水張りをを行う場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態 であることを条件に、動作不能とはみなさない。) 低圧注入系の2系統が動作可能であること(非常用炉心冷却系の弁開閉直接 を行う場合、2段階に限り、運転上の制限を適用しない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 原子炉燃料容器再循環サブ 	×										×																		
	第52条 非常用炉心冷却 系	モード4	<ul style="list-style-type: none"> 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること(非常用炉心冷却 系の弁開閉内身を行う場合、2段階に限り、運転上の制限を適用しない。) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること(非常用炉心冷却系の弁開閉直 接を行う場合、2段階に限り、運転上の制限を適用しない。) 余熱除去ポンプを 用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な 状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 充てん系 高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 充てんポンプ 		×							×		×																		
	第53条 燃料取替用水タン ク	モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンクのほう素濃度が4,400ppm以上であること 燃料取替用水タンクのほう素水量(有効水量)が1,700m³以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンク 	×	×								×		×	×																
電圧供給	第33条 計画および制御 設備(非常用 ディーゼル発電 機起動装置)	モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること 非常用炉心冷却系作動論理回路が2系統動作可能であること (原子炉保護系論理回路の機能検査においては、残り1系統が動作可能であ ることを条件に、2時間以内、1系統をバイパスすることができる。この場合、バ イパスした系統を動作不能とはみなさない。) 非常用炉心冷却系作動論理回路が2チャンネル動作可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路 非常用炉心冷却系作動論理回路 非常用炉心冷却系作動論理回路 非常用炉心冷却系作動論理回路 	×	×								×	×	×																	
		モード3	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること 格納容器圧力高(高1)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネル が動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この 場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路 格納容器圧力高(高1)信号検出、伝送ライ ン 	×											×																	
		モード3(P-11以上)	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること 原子炉圧力低および加圧器水位低が4チャンネル動作可能であること(残りの 3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすること ができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。) 主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であること(残 りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする ことができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路 原子炉圧力低信号検出、伝送ライ ン 加圧器水位低信号検出、伝送ライ ン 主蒸気ライン圧力低信号検出、伝送ライ ン 	Δ											Δ																	
		モード5, 6, 照射済燃料 移動中	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路が1系統動作可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路 			×	×	×	×	Δ	×	×	×	×	×																	
		モード3, 4, 5, 6, 照射済 燃料移動中	<ul style="list-style-type: none"> 6.6kV非常用母線電圧低検出が所定の1母線あたり3チャンネル動作可能であ ること 	<ul style="list-style-type: none"> 6.6kV非常用母線電圧低検出、伝送ライ ン 	×	×	×	×	×	×	Δ	×	×	×	×	×	×																

変更後

変更理由

主要工程																				
RCS水位	主要工程		キャビティ過水																	
			RCS過水																	
			ミッドループ																	
			RCS全ブロー																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
炉心冷却機能	第50条 蓄圧タンク	モード3 (1次冷却系圧力が6.89MPa [engine]を超える場合)	<ul style="list-style-type: none"> 蓄圧タンクのほう素濃度が4,400ppm以上であること 蓄圧タンクのほう素水量(有効水量)が29.0m³以上であること 蓄圧タンクの圧力が4.04MPa[engine]以上であること 蓄圧タンクの出口隔離弁が全開であること 	<ul style="list-style-type: none"> 蓄圧タンク 蓄圧タンク出口隔離弁 																
	第51条 非常用炉心冷却系	モード3	<ul style="list-style-type: none"> 高圧注入系の2系統が動作可能であること(高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。) 低圧注入系の2系統が動作可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 原子炉格納容器再循環システム 																
	第52条 非常用炉心冷却系	モード4	<ul style="list-style-type: none"> 高圧注入系または低圧注入系1系統以上が動作可能であること 低圧注入系1系統以上が動作可能であること(余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 低圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 低圧ポンプ 																
	第53条 燃料取替用水タンク	モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンクのほう素濃度が4,400ppm以上であること 燃料取替用水タンクのほう素水量(有効水量)が1,700m³以上であること 	燃料取替用水タンク																
電源供給	第33条 計測および制御設備(非常用ディーゼル発電機起動装置)	モード3, 4	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること 非常用炉心冷却系作動論理回路が2系統動作可能であること (原子炉保護系論理回路の機能検査においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。) 非常用炉心冷却系作動手動起動が2チャンネル動作可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路 非常用炉心冷却系作動論理回路 非常用炉心冷却系作動手動起動信号線出、伝送ライン 																
		モード3	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること 格納容器圧力高(高1)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路 格納容器圧力高(高1)信号線出、伝送ライン 																
		モード3(P-11以上)	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること 原子炉圧力低および加圧器水位低が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。) 主蒸気ライン圧力低が主蒸気ラインに4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路 原子炉圧力低および加圧器水位低信号線出、伝送ライン 加圧器水位低信号線出、伝送ライン 主蒸気ライン圧力低信号線出、伝送ライン 																
		モード5, 6, 照射炉燃料移動中	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機起動論理回路が1系統動作可能であること 	非常用ディーゼル発電機起動論理回路																
	モード3, 4, 5, 6, 照射炉燃料移動中	<ul style="list-style-type: none"> 6.6kV非常用母線電圧低検出が所定の1母線あたり3チャンネル動作可能であること 	6.6kV非常用母線電圧低検出、伝送ライン																	

保安規定の改正内容を反映

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>(施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1年3 1月, 原子力発第1 9 3 8 5号) 時の計画)</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">計画期間中における点検の実施状況等</p> <p style="text-align: center;">「伊方発電所第3号機 点検計画 (第1 5 保全サイクル)」</p>	<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">計画期間中における点検の実施状況等</p> <p style="text-align: center;">「伊方発電所第3号機 点検計画 (第1 5 保全サイクル)」</p>	<p>(本ページ変更なし)</p>

変 更 前 (施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1年3月1日, 原子力発第19385号) 時の計画)	変 更 後	変更理由
<p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」:保全サイクル, 「M」:月, 「Y」:年, 「YP」:年, 「B」:状態監視の結果で表記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設定期検査中に実施する性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については, 「M」又は「YP」により表記している。 なお, 「M」により表示された頻度は, 原子炉の運転期間 (総合負荷性能検査～解列) に対応した値を示している。 「供用期間中検査」や「蒸気タービン開放検査」のように施設定期検査中に実施するもので年度管理するものについては, 「YP」により表記している。 換気空調設備のようにプラント運転中に点検を実施するもので年度管理するものについては, 「Y」により表記している。 施設定期検査中に実施する性能維持のための措置を伴わない点検については, 「C」^{※2}により表記している。 <p>また, 「燃料取扱設備検査」のようにプラント運転中に実施しているものでも施設定期検査に合わせて実施しているものは「C」により表示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は, 検査箇所ごとの管理となるため, 本表では, “2次系配管肉厚検査計画による”と表記している。 状態監視の結果実施した機器の分解点検等の後に実施する機能・性能試験については, 「B」により表記している。 <p>※2: 「C」により表記している「機能・性能試験」, 「漏えい試験」, 「外観点検」等は, 性能維持のための措置を予定していない点検であり, 劣化進展がごく軽微なため, 分解・開放点検やプラント施設定期検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については, “定検起動後”, “プラント運転中” の表現により, 備考欄に実施時期を記載している。</p> <p>なお, これらの記載のないものについては, 定検停止中に実施することとしている。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全方式として状態基準保全を用いる機器については, 経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法 (状態監視技術, 定例試験, 巡視点検等) 並びにその頻度を備考欄に記載している。 保全方式として時間基準保全を採用している機器については, 保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。 状態監視の結果に基づき分解点検の実施時期を定め, 分解点検に合わせて機能・性能試験を定期事業者検査として実施する場合については, 技術基準適合判断を伴う状態監視の頻度を一定の期間として扱い, 機能・性能試験の頻度を「B」により表記している。 <p>(8) 今回の実施計画について 第15保全サイクル中に点検を計画するものに「O」を記載している。</p> <p>なお, 複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては, 本保全サイクル中に1つでも点検の計画があれば「O」としている。</p> <p>(9) 前回実施時期について 当該点検の前回実績 (実施時期) を記載。</p> <p>なお, 複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては, 最新実績を記載している。</p>	<p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」:保全サイクル, 「M」:月, 「Y」:年, 「YP」:年, 「B」:状態監視の結果で表記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期事業者検査中に実施する性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については, 「M」又は「YP」により表記している。 なお, 「M」により表示された頻度は, 原子炉の運転期間 (総合負荷性能検査～解列) に対応した値を示している。 「供用期間中検査」や「蒸気タービン開放検査」のように定期事業者検査中に実施するもので年度管理するものについては, 「YP」により表記している。 換気空調設備のようにプラント運転中に点検を実施するもので年度管理するものについては, 「Y」により表記している。 定期事業者検査中に実施する性能維持のための措置を伴わない点検については, 「C」^{※2}により表記している。 <p>また, 「燃料取扱設備検査」のようにプラント運転中に実施しているものでも定期事業者検査に合わせて実施しているものは「C」により表示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は, 検査箇所ごとの管理となるため, 本表では, “2次系配管肉厚検査計画による”と表記している。 状態監視の結果実施した機器の分解点検等の後に実施する機能・性能試験については, 「B」により表記している。 <p>※2: 「C」により表記している「機能・性能試験」, 「漏えい試験」, 「外観点検」等は, 性能維持のための措置を予定していない点検であり, 劣化進展がごく軽微なため, 分解・開放点検やプラント定期事業者検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については, “定検起動後”, “プラント運転中” の表現により, 備考欄に実施時期を記載している。</p> <p>なお, これらの記載のないものについては, 定検停止中に実施することとしている。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全方式として状態基準保全を用いる機器については, 経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法 (状態監視技術, 定例試験, 巡視点検等) 並びにその頻度を備考欄に記載している。 保全方式として時間基準保全を採用している機器については, 保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。 状態監視の結果に基づき分解点検の実施時期を定め, 分解点検に合わせて機能・性能試験を定期事業者検査として実施する場合については, 技術基準適合判断を伴う状態監視の頻度を一定の期間として扱い, 機能・性能試験の頻度を「B」により表記している。 <p>(8) 今回の実施計画について 第15保全サイクル中に点検を計画するものに「O」を記載している。</p> <p>なお, 複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては, 本保全サイクル中に1つでも点検の計画があれば「O」としている。</p> <p>(9) 前回実施時期について 当該点検の前回実績 (実施時期) を記載。</p> <p>なお, 複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては, 最新実績を記載している。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

変更前

(施設定期検査申請(最終変更:令和2年1年31月,原子力発第19385号)時の計画)

変更理由

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実 施計画	前回実施 時期(定検 回数)	検査名	備考 〔 ()内は適用する 設備診断技術〕
	低圧第1タービン	機能・性能試験	G1	1C	○	14回	55 総合負荷性能検査	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
		部分点検		26M	—	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	低圧第2タービン	機能・性能試験	G1	1C	○	14回	55 総合負荷性能検査	
		開放点検		4YP	—	14回	128 蒸気タービン開放検査	
		部分点検		26M	○	13回	128 蒸気タービン開放検査	
原子炉冷却系統施設 蒸気タービン 〔調速装置及び非常調 速装置並びに調速装 置で制御される主要弁〕	主蒸気止め弁3A	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	—	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3B	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3C	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3D	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	—	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第1弁	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	—	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第2弁	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第3弁	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第4弁	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	—	14回	128 蒸気タービン開放検査	

変更後

変更理由

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考
								[()内は適用する設備診断技術]
	低圧第1タービン	機能・性能試験	G1	1C	○	14回	55 総合負荷性能検査	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
		部分点検		26M	—	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	低圧第2タービン	機能・性能試験	G1	1C	○	14回	55 総合負荷性能検査	
		開放点検		4YP	○	14回	128 蒸気タービン開放検査	
		部分点検		26M	○	13回	128 蒸気タービン開放検査	
原子炉冷却系統施設 蒸気タービン [調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	主蒸気止め弁3A	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	—	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3B	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3C	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	主蒸気止め弁3D	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	—	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第1弁	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	—	14回	128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第2弁	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第3弁	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	○	12回	128 蒸気タービン開放検査	
	蒸気加減弁 第4弁	機能・性能試験	G3	1C	○	14回	129 蒸気タービン性能検査(保安装置検査)	
		開放点検		4YP	—	14回	128 蒸気タービン開放検査	

低圧第2タービンの点検追加を反映

変更前

(施設定期検査申請(最終変更:令和2年1年31月,原子力発第19385号)時の計画)

変更理由

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 〔()内は適用する設備診断技術〕
	第1低圧給水加熱器3B	開放点検	G3	52M	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	-	14回	125 2次系熱交換器検査	
	第2低圧給水加熱器3A	開放点検	G3	52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
	第2低圧給水加熱器3B	開放点検	G3	52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
	第3低圧給水加熱器3A	開放点検	G3	52M	—	13回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	—	13回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	—	13回	125 2次系熱交換器検査	
	第3低圧給水加熱器3B	開放点検	G3	52M	—	14回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	—	14回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	—	14回	125 2次系熱交換器検査	
	第4低圧給水加熱器3A	開放点検	G3	52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
	第4低圧給水加熱器3B	開放点検	G3	52M	—	12回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	—	12回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	—	12回	125 2次系熱交換器検査	

変 更 後

変更理由

機器又は系統名	実直数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式 又は頻度	今回の実 施計画	前回実施 時期(定検 回数)	検査名	備考 〔 〕内は適用する 数値診断技術
	第1低圧給水加熱器3B	開放点検	G3	52M	—	14回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	—	14回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	—	14回	125 2次系熱交換器検査	
	第2低圧給水加熱器3A	開放点検	G3	52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
	第2低圧給水加熱器3B	開放点検	G3	52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	○	12回	125 2次系熱交換器検査	
	第3低圧給水加熱器3A	開放点検	G3	52M	□	13回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	□	13回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	□	13回	125 2次系熱交換器検査	
	第3低圧給水加熱器3B	開放点検	G3	52M	□	14回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	□	14回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	□	14回	125 2次系熱交換器検査	
	第4低圧給水加熱器3A	開放点検	G3	52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	○	11回	125 2次系熱交換器検査	
	第4低圧給水加熱器3B	開放点検	G3	52M	□	12回	125 2次系熱交換器検査	
		非破壊試験		52M	□	12回	125 2次系熱交換器検査	
		漏えい試験		4C	□	12回	125 2次系熱交換器検査	

第3低圧給水加熱器3A, 3B及び第4低
圧加熱器3Bの点検追加を反映

<p>変 更 前 <small>(施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1年31月, 原子力発第19385号) 時の計画)</small></p>	<p>変 更 後</p>	<p>変更理由</p>
<p style="text-align: right;">参考資料-2</p> <p style="text-align: center;">保全に関する実施体制</p>	<p style="text-align: right;">参考資料-2</p> <p style="text-align: center;">保全に関する実施体制</p>	<p>(本ページ変更なし)</p>

<p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">(施設定期検査申請 (最終変更: 令和2年1年3月1日, 原子力発第1.9.3.8.5号) 時の計画)</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p style="text-align: center;">保全に関する実施体制</p> <p>1. 事業者の保守管理体制</p> <p>事業者の第1.5保全サイクルにおける保守管理体制を下記に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊方発電所 <ul style="list-style-type: none"> 主任技術者 (電気, ボイラー・タービン, 原子炉) (4名) <ul style="list-style-type: none"> 品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証課 (品質保証活動の推進・支援, 文書・システム管理) 保安管理課 (保安管理に関する業務) 定検検査課 (定期事業者検査に関する業務) 人材育成課 (教育訓練の全般管理) 工程管理課 (定期検査・保修作業の工程管理) 安全管理部 <ul style="list-style-type: none"> 安全技術課 (原子力防災業務, トラブル対応, 社外関係機関対応, 炉心管理, 原子燃料管理) 放射線・化学管理課 (放射線管理, 放射性廃棄物管理, 化学管理, 個人放射線管理) 防災課 (自然災害発生時の対応に関する業務) 訓練計画課 (原子力災害の対応に関する教育訓練管理) 施設防護課 (原子力施設の防護業務) 発電部 <ul style="list-style-type: none"> 発電課 (発電設備の運転管理) 系統管理課 (発電設備の系統管理) 保修部 <ul style="list-style-type: none"> 保修統括課 (保修に関する統括業務) 機械計画第一課 (一次系機械設備の保守管理) 機械計画第二課 (二次系機械設備の保守管理) 電気計画課 (電気設備の保守管理) 計装計画課 (計装設備の保守管理) 設備改良工事課 (機械設備, 電気・計装設備に関する大型改良工事の計画・工事管理) 土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> 土木建築課 (土木・建築設備に関する保守管理) 耐震工事課 (土木・建築設備に関する耐震工事管理) 	<p style="text-align: center;">保全に関する実施体制</p> <p>1. 事業者の施設管理体制</p> <p>事業者の第1.5保全サイクルにおける施設管理体制を下記に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊方発電所 <ul style="list-style-type: none"> 主任技術者 (電気, ボイラー・タービン, 原子炉) (4名) <ul style="list-style-type: none"> 品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証課 (品質保証活動の推進・支援, 文書・システム管理) 保安管理課 (保安管理に関する業務) 定検検査課 (定期事業者検査に関する業務) 人材育成課 (教育訓練の全般管理) 工程管理課 (定期検査・保修作業の工程管理) プロセス管理課 (作業計画の妥当性の確認) 安全管理部 <ul style="list-style-type: none"> 安全技術課 (原子力防災業務, トラブル対応, 社外関係機関対応, 炉心管理, 原子燃料管理) 放射線・化学管理課 (放射線管理, 放射性廃棄物管理, 化学管理, 個人放射線管理) 防災課 (自然災害発生時の対応に関する業務) 訓練計画課 (原子力災害の対応に関する教育訓練管理) 施設防護課 (原子力施設の防護業務) 発電部 <ul style="list-style-type: none"> 発電課 (発電設備の運転管理) 系統管理課 (発電設備の系統管理) 保修部 <ul style="list-style-type: none"> 保修統括課 (保修に関する統括業務) 機械計画第一課 (一次系機械設備の施設管理) 機械計画第二課 (二次系機械設備の施設管理) 電気計画課 (電気設備の施設管理) 計装計画課 (計装設備の施設管理) 設備改良工事課 (機械設備, 電気・計装設備に関する大型改良工事の計画・工事管理) 土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> 土木建築課 (土木・建築設備に関する施設管理) 耐震工事課 (土木・建築設備に関する耐震工事管理) 	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更及び組織整備の反映)</p>

伊方発電所第3号機
特別な保全計画
(プラント長期停止に係る保管対策)

主要設備の保管対策

1. 設計基準事故対処設備等

※保管対策は、定期事業者検査期間中、設備の点検等により変わりうるため比較的長時間の状態を示す。(点検、試験等を含む)

設備名	機器名	保管対策※
原子炉本体 [炉心]	照射済燃料集合体	使用済燃料ピットによる保管
	照射済燃料集合体(取出し燃料)	使用済燃料ピットによる保管
	燃料集合体及び内挿物	使用済燃料ピットによる保管
	原子炉本体のうち炉心	1次冷却材管満水状態による保管
原子炉本体 [原子炉容器]	原子炉容器	1次冷却材管満水状態による保管
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 [使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]	使用済燃料ピットポンプ	定期試験(定期切替)
	使用済燃料ピット冷却器	定期試験(定期切替)
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 [燃料取替用水設備]	系統	満水保管
	燃料取替用水タンクポンプ	定期試験(定期切替)
原子炉冷却系統施設 [一次冷却材の循環設備]	系統	1次冷却材管満水状態による保管
	蒸気発生器	乾式保管:1次側(伝熱管) 湿式保管(気相部窒素封入):2次側
	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管満水状態による保管
	加圧器	乾式保管
原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備]	系統	窒素封入保管:主蒸気設備(蒸気発生器～主蒸気隔離弁) 乾式保管:主蒸気設備(主蒸気隔離弁～高圧タービン) 湿式保管:主給水設備(蒸気発生器～主給水制御弁)
原子炉冷却系統施設 [余熱除去設備]	系統	満水保管
	余熱除去ポンプ	定期試験(定期運転)
原子炉冷却系統施設 [燃料取替用水設備]	系統	満水保管

※保管対策は、定期事業者検査期間中、設備の点検等により変わりうるため比較的長時間の状態を示す。(点検、試験等を含む)

設備名	機器名	保管対策※
原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備]	系統	満水保管
	高圧注入ポンプ	満水保管
原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備]	系統	満水保管
	充てんポンプ	定期試験(定期運転)
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備]	系統	満水保管(ポンプ1台による循環運転)
	原子炉補機冷却水ポンプ	定期試験(定期切替)
	原子炉補機冷却水冷却器	定期試験(定期切替)
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備]	海水ポンプ	定期試験(定期切替)
原子炉冷却系統施設 蒸気タービン [車室, 円板, 隔板, 噴口, 翼, 車軸]	高圧タービン	乾式保管
	低圧タービン	乾式保管
原子炉冷却系統施設 蒸気タービン [調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	主要弁	乾式保管
原子炉冷却系統施設 蒸気タービン [復水器]	系統	乾式保管:復水系統(復水器本体~復水ポンプ出口弁), 復水器冷却水系統
	復水器	乾式保管:管側, 胴側
	復水ポンプ	乾式保管
	復水器真空ポンプ	乾式保管
	復水器ろ過器	湿式保管(ヒドランジン未添加)
	循環水ポンプ	乾式保管
原子炉冷却系統施設 蒸気タービン [蒸気タービンに附属する熱交換器]	系統	湿式保管:復水系統 乾式保管:再熱蒸気系統, 抽気系統, 補助蒸気系統(スチームコンバータ)
	湿分分離加熱器	乾式保管:管側, 胴側

※保管対策は、定期事業者検査期間中、設備の点検等により変わりうるため比較的長時間の状態を示す。(点検、試験等を含む)

設備名	機器名	保管対策※
	脱気器	乾式保管
	脱気器タンク	乾式保管
	グラント蒸気復水器	湿式保管:管側 乾式保管:胴側
	低圧給水加熱器	湿式保管:管側(第1～4低圧給水加熱器) 乾式保管:胴側(第1, 2低圧給水加熱器) 窒素封入保管:胴側(第3, 4低圧給水加熱器)
	その他機器 一式	管側/胴側ともに乾式保管:スチームコンバータ, スチームコンバータトレン冷却器 乾式保管:スチームコンバータトレンタンク
原子炉冷却系統施設 蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び 貯水設備並びに給水処理設備]	系統	湿式保管:給水系統
	タービン動補助給水ポンプ	乾式保管:蒸気側
	電動補助給水ポンプ	定期試験(定期運転)
	復水ブースタポンプ	湿式保管
	給水ブースタポンプ	乾式保管
	電動主給水ポンプ	乾式保管
	タービン動主給水ポンプ	乾式保管
	主給水ポンプタービン	乾式保管
	高圧給水加熱器	湿式保管:管側 窒素封入保管:胴側
	復水脱塩塔	湿式保管(ヒドラジン未添加)
	蒸気発生器水張ポンプ	乾式保管
原子炉冷却系統施設 蒸気タービン [蒸気タービンに附属する管等]	その他機器 一式	湿式保管:湿水分離器トレンタンク 乾式保管:第1段湿水分離加熱器トレンタンク, 第2段湿水分離加熱器トレンタンク

※保管対策は、定期事業者検査期間中、設備の点検等により変わらうるため比較的長時間の状態を示す。(点検、試験等を含む)

設備名	機器名	保管対策※
原子炉冷却系統施設 蒸気タービン [その他設備]	その他機器 一式	湿式保管:湿水分離器ドレンポンプ, 低圧給水加熱器ドレンタンク 乾式保管:低圧給水加熱器ドレンポンプ, 取水ピット除塵装置, 脱気器再循環ポンプ, 軸受冷却水冷却器管側
計測制御系統施設 [制御材]	照射済制御棒クラス	使用済燃料ピットによる保管
	照射済ハーナブルポイズン	使用済燃料ピットによる保管
	照射済プレキングデバイス	使用済燃料ピットによる保管
	照射済2次中性子源	使用済燃料ピットによる保管
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備]	系統	満水保管
	ほう酸ポンプ	定期試験(定期運転)
	1次系補給水ポンプ	定期試験(定期切替)
計測制御系統施設 [制御用空気設備]	制御用空気圧縮機	定期試験(定期切替)
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	系統	満水保管
	格納容器スプレイポンプ	定期試験(定期運転)
その他発電用原子炉の附属施設(非常用 電源設備) [非常用発電装置]	系統	定期試験(定期運転)
	非常用ディーゼル発電機	定期試験(定期運転)
	非常用ディーゼル機関	定期試験(定期運転)
	ディーゼル機関機シリンダ	定期試験(定期運転)
	ディーゼル発電機附属設備	定期試験(定期運転)
	その他機器 一式	定期試験(定期運転):電力量計等の電気品, 温度検出器等の計装品
その他発電用原子炉の附属施設(常用電 源設備) [発電機]	発電機設備	乾式保管

主要設備の保管対策

2. 重大事故等対処設備

※保管対策は、定期事業者検査期間中、設備の点検等により変わりうるため比較的長時間の状態を示す。(点検、試験等を含む)

設備名	機器名	保管対策※
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	代替格納容器スプレイポンプ3号	定期試験(定期運転)